

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2005-510774

(P2005-510774A)

(43) 公表日 平成17年4月21日(2005.4.21)

(51) Int. Cl.⁷

G06F 17/60

F I

G06F 17/60 326
 G06F 17/60 302E
 G06F 17/60 332

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2002-578223 (P2002-578223)	(71) 出願人	599056437
(86) (22) 出願日	平成14年2月26日 (2002. 2. 26)		スリーエム イノベイティブ プロパティ
(85) 翻訳文提出日	平成15年9月29日 (2003. 9. 29)		ズ カンパニー
(86) 国際出願番号	PCT/US2002/006005		アメリカ合衆国, ミネソタ 55144-
(87) 国際公開番号	W02002/080075		1000, セント ポール, スリーエム
(87) 国際公開日	平成14年10月10日 (2002. 10. 10)		センター
(31) 優先権主張番号	09/821, 191	(74) 代理人	100099759
(32) 優先日	平成13年3月29日 (2001. 3. 29)		弁理士 青木 篤
(33) 優先権主張国	米国 (US)	(74) 代理人	100092624
			弁理士 鶴田 準一
		(74) 代理人	100102819
			弁理士 島田 哲郎
		(74) 代理人	100108383
			弁理士 下道 晶久

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コンテンツ提供者 (provider:プロバイダともよばれる) サイトに掲載されたソフトウェア・ノートへの有料コンテンツ受信者 (recipient) アクセス

(57) 【要約】

第1、第2および第3のサイトを有する装置において、第1のサイトはネットワークに接続されたコンテンツ提供者サイトであり、第2のサイトは前記ネットワークに接続されたコンテンツ受信者サイトであり、第3のサイトは第三者により操作される。第1のサイトは、そこでノートの掲載をするための第1のプログラムコードを実行し、コンテンツ提供者により操作される。第2のサイトは、前記第1のサイトにおいて掲載された前記ノートに対応した第2のプログラムコードを実行する。第3のサイトは、前記第1のサイトにおいて掲載された前記ノートに基づいて支払いを受ける。

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

第一者であるコンテンツ提供者においてノートに掲載するステップと、
第二者であるコンテンツ受信者が前記ノートに関するアクティビティを行うステップと、
前記アクティビティに基づいて第三者に支払いを行うステップとを含む方法。

【請求項 2】

前記支払いが、前記第一者により前記第三者に対して行われる請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記第一者および前記第三者が同一者であるとともに、前記支払いが第四者により行われる請求項 1 に記載の方法。 10

【請求項 4】

前記ノートに関するコンテンツが、第四者により前記第一者に対して提供されるとともに、前記支払いが、前記第四者により前記第三者に対して行われる請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記ノートに関するコンテンツが、第四者により前記第一者に対して提供されるとともに、前記支払いが、前記第一者により前記第三者に対して行われる請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記アクティビティが、前記コンテンツ受信者が前記ノートへアクセスすることを含む請求項 1 に記載の方法。 20

【請求項 7】

前記アクティビティに基づいて前記第三者に支払いを行うステップが、前記アクティビティのレベルに基づいて前記第三者に支払いを行うステップを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記アクティビティが、前記第二者が前記ノートを受信することを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記アクティビティが、前記第二者が前記ノートと対話することを含む請求項 1 に記載の方法。 30

【請求項 10】

前記対話することが、前記第二者が前記ノートをクリックすることを含む請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記アクティビティが情報の転送を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 12】

前記アクティビティが購入を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 13】

前記アクティビティが銀行取引を含む請求項 1 に記載の方法。 40

【請求項 14】

前記アクティビティが入札を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 15】

前記アクティビティが逆入札を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 16】

前記アクティビティが検索を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 17】

前記アクティビティが情報の要求を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 18】

前記アクティビティが金融取引に関するアクティビティを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 19】

前記アクティビティが情報を提供することを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 20】

前記アクティビティがソフトウェアをダウンロードすることを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 21】

前記アクティビティがメディアにアクセスすることを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 22】

前記アクティビティが同一のノートを紹介する複数の対話を含む請求項 1 に記載の方法。

10

【請求項 23】

前記アクティビティを行うステップが、複数のアクティビティを行うステップを含み、前記支払いを行うステップが、前記複数のアクティビティの各々に対して支払いを行うステップを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 24】

前記アクティビティが、前記第二者が示した前記ノートに対する興味を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 25】

前記アクティビティが前記第二者による情報のアップロードを含む請求項 1 に記載の方法。

20

【請求項 26】

前記アクティビティが前記第二者への情報のダウンロードを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 27】

前記アクティビティが商品券で商品を買うことを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 28】

前記アクティビティがクーポンを印刷することを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 29】

第一者であるコンテンツ提供者においてノートを掲載するステップと、
 第二者であるコンテンツ受信者において前記ノートに関するプログラムコードを実行するステップと、
 前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップとを含む方法。

30

【請求項 30】

前記支払いが、前記第一者により前記第三者に対して行われる請求項 29 に記載の方法。

【請求項 31】

前記第一者および前記第三者が同一者であるとともに、前記支払いが第四者により行われる請求項 29 に記載の方法。

【請求項 32】

前記ノートがコンテンツを有し、前記コンテンツが、第四者により前記第一者に対して提供されるとともに、前記支払いが、前記第四者により前記第三者に対して行われる請求項 29 に記載の方法。

40

【請求項 33】

前記ノートがコンテンツを有し、前記コンテンツが、第四者により前記第一者に対して提供されるとともに、前記支払いが、前記第一者により前記第三者に対して行われる請求項 29 に記載の方法。

【請求項 34】

前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップが、前記ノートに関するアクティビティのレベルに基づいて前記第三者に支払いを行うステップを含む請求項 29 に記載の方法。

50

【請求項 35】

前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップが、前記第三者へのノートの転送に対して前記第三者に支払いを行うステップを含む請求項 29 に記載の方法。

【請求項 36】

前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップが、前記第三者への情報の転送に対して前記第三者に支払いを行うステップを含む請求項 29 に記載の方法。

【請求項 37】

前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップが、同一のノートを介してなされた複数の対話に対して前記第三者に支払いを行うステップを含む請求項 29 に記載の方法。

10

【請求項 38】

前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップが、前記第一者による前記ノートの掲載に対して前記第三者に支払いを行うステップを含む請求項 29 に記載の方法。

【請求項 39】

前記ノートを掲載するステップが、前記第三者により前記第一者に対して提供されるサービスに応じてなされるとともに、前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップが、前記サービスに対して前記第三者に支払いを行うステップを含む請求項 29 に記載の方法。

【請求項 40】

前記ノートを掲載するステップが、複数のノートを掲載するステップを含むとともに、前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップが、前記複数のノートの一つの掲載毎に前記第三者に支払いを行うステップを含む請求項 29 に記載の方法。

20

【請求項 41】

ネットワークに接続されたコンテンツ提供者サイトであり、そこでノートの掲載をするための第 1 のプログラムコードを実行し、第一者であるコンテンツ提供者により操作される第 1 のサイトと、

前記ネットワークに接続されたコンテンツ受信者サイトであり、前記第 1 のサイトにおいて掲載された前記ノートに対応した第 2 のプログラムコードを実行し、第二者である前記コンテンツ受信者により操作される第 2 のサイトと、

前記第 1 のサイトにおいて掲載された前記ノートに基づいて支払いを受ける第三者により操作される第 3 のサイトとを備えるサイト付きの装置。

30

【請求項 42】

前記支払いが、前記第一者により前記第三者に対して行われる請求項 41 に記載の装置。

【請求項 43】

前記第一者および前記第三者が同一者であるとともに、前記支払いが第四者により行われる請求項 41 に記載の装置。

【請求項 44】

前記ノートがそれに関連するコンテンツを有し、該コンテンツが、第四者により前記第一者に対して提供されるとともに、前記支払いが、前記第四者により前記第三者に対して行われる請求項 41 に記載の装置。

40

【請求項 45】

前記ノートがそれに関連するコンテンツを有し、該コンテンツが、第四者により前記第一者に対して提供されるとともに、前記支払いが、前記第一者により前記第三者に対して行われる請求項 41 に記載の装置。

【請求項 46】

前記ノートに関する前記第二者のアクティビティに基づいて前記第三者に対して支払いを行う請求項 41 に記載の装置。

【請求項 47】

前記アクティビティが、前記第二者がアクセスすることを含む請求項 46 に記載の装置

50

- 。
- 【請求項 48】
前記アクティビティが、前記第二者が前記ノートを受信することを含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 49】
前記アクティビティが、前記第二者が前記ノートと対話することを含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 50】
前記対話することが、前記第二者が前記ノートをクリックすることを含む請求項 49 に記載の装置。 10
- 【請求項 51】
前記アクティビティが前記第二者による情報のアップロードを含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 52】
前記アクティビティが前記第二者への情報のダウンロードを含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 53】
前記アクティビティが第四者への情報の転送を含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 54】
前記アクティビティが購入を含む請求項 46 に記載の装置。 20
- 【請求項 55】
前記アクティビティが銀行取引を含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 56】
前記アクティビティが入札を含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 57】
前記アクティビティが逆入札を含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 58】
前記アクティビティが検索を含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 59】
前記アクティビティが情報の要求を含む請求項 46 に記載の装置。 30
- 【請求項 60】
前記アクティビティが金融取引に関するアクティビティを含む請求項 46 に記載の装置。
- 。
- 【請求項 61】
前記アクティビティがソフトウェアをダウンロードすることを含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 62】
前記アクティビティがメディアにアクセスすることを含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 63】
前記アクティビティが同一のノートを介する複数の対話を含む請求項 46 に記載の装置 40
- 。
- 【請求項 64】
前記ノートに関するアクティビティに基づいて前記第三者に支払いを行うステップが、前記ノートに関するアクティビティのレベルに基づいて前記第三者に支払いを行うステップを含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 65】
前記アクティビティを行うステップが、複数のアクティビティを行うステップを含み、前記支払いを行うステップが、前記複数のアクティビティの各々に対して支払いを行うステップを含む請求項 46 に記載の装置。
- 【請求項 66】 50

前記アクティビティが、前記第二者が示した前記ノートに対する興味である請求項46に記載の装置。

【請求項67】

前記アクティビティが商品券で商品を買うことを含む請求項46に記載の装置。

【請求項68】

前記アクティビティがクーポンを印刷することを含む請求項46に記載の装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、コンテンツ提供者サイトに掲載されたソフトウェア・ノートへのコンテンツ受信者によるアクセスを可能にする装置に関する。 10

【背景技術】

【0002】

現在、コンピュータ、テレビジョン、個人向け携帯情報通信機器、電話、およびゲーム機等のネットワーク使用可能な装置を用いて、内部および外部のネットワークを介して遠隔サイトからの情報やアプリケーションにアクセスしている。情報やアプリケーションを提供する外部ネットワークの一例はインターネットである。そのような情報やアプリケーションを提供するサイトは、一般にはコンテンツ提供者と呼ばれ、情報やアプリケーションへの遠隔アクセスを可能にするネットワーク使用可能な装置のユーザは、一般にはコンテンツ受信者と呼ばれる。 20

【0003】

コンテンツ提供者により提供されるアプリケーションには、コンテンツ受信者が製品および/またはサービスを売買することを可能にする電子商取引アプリケーション、コンテンツ受信者が製品および/またはサービスに入札することを可能にする入札アプリケーション、コンテンツ受信者が製品および/またはサービスに対する入札を受けることを可能にする逆入札アプリケーション、および株取引アプリケーション等がある。コンテンツ提供者により提供される情報は、データベース情報、広告、および掲示板情報等を含んでいる。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】 30

【0004】

通常、情報および/またはアプリケーションは、情報および/またはアプリケーションへの特定の要求に回答してコンテンツ提供者にアクセスするコンテンツ受信者に配布される。このアプローチに付随する問題の一つは、コンテンツ受信者が所望の情報および/またはアプリケーションを見つけるために、一つの長いウェブページおよび/または多数のウェブページに頻繁に目を通さなければならないことである。ある例では、情報および/またはアプリケーションをコンテンツ提供者からコンテンツ受信者に自動的に配布することによってこの問題を回避することができる。例えば、新しい製品またはサービスの知らせの受信を希望するコンテンツ受信者は、小売業者にそのような商品の通知をコンテンツ受信者に自動的に送信するように要求することができる。こうして小売業者は、新しい商品毎に電子メールを例えばコンテンツ受信者に送信することができる。 40

【0005】

このような実践に付随する問題の一つは、コンテンツ受信者の身元がコンテンツ提供者に知られてしまうことである。こうしてコンテンツ提供者がコンテンツ受信者の身元を他のコンテンツ提供者に提供し、当該他のコンテンツ提供者がその後コンテンツ受信者に対してコンテンツ受信者が受信を希望しない可能性のある通信を行う恐れがある。

【0006】

本発明は上記の問題点または他の問題点の一つ以上を解決するために提供されるものである。

【課題を解決するための手段】 50

【0007】

本発明の一つの態様に係る方法は、第一者であるコンテンツ提供者においてノートに掲載するステップと、第二者であるコンテンツ受信者が前記ノートに関するアクティビティ (a c t i v i t y) を行うステップと、前記アクティビティに基づいて第三者に支払いを行うステップとを含む。

【0008】

本発明の他の態様に係る方法は、第一者であるコンテンツ提供者においてノートに掲載するステップと、第二者であるコンテンツ受信者において前記ノートに関するプログラムコードを実行するステップと、前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップとを含む。

10

【0009】

本発明のさらに他の態様に係るサイト付きの装置は、第1、第2および第3のサイトを含む。第1のサイトは、ネットワークに接続されたコンテンツ提供者サイトであり、そこでノートの掲載をするための第1のプログラムコードを実行し、第一者であるコンテンツ提供者により操作される。第2のサイトは、前記ネットワークに接続されたコンテンツ受信者サイトであり、前記第1のサイトにおいて掲載された前記ノートに対応した第2のプログラムコードを実行し、第二者である前記コンテンツ受信者により操作される。第3のサイトは、前記第1のサイトにおいて掲載された前記ノートに基づいて支払いを受ける第三者により操作される。

【0010】

本発明のさらなる他の態様に係る方法は、第一者であるコンテンツ提供者により掲載されるコンテンツをウェブページに関連付けて掲載するステップと、第二者であるコンテンツ受信者においてプログラムコードを実行して、前記コンテンツを前記ウェブページから分離して前記コンテンツ受信者へダウンロードするステップと、前記ノートに基づいて第三者に支払いを行うステップとを含む。

20

【0011】

上記の利点および他の利点は、図面と共に本発明を詳細に考察することによりさらに明らかになるであろう。

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

本発明の根拠となる装置10が図1に図示されている。装置10はインターネットなどのネットワーク16により相互接続されたコンテンツ提供者12A、12B、12C、... 12nおよびコンテンツ受信者14A、14B、14C、... 14nを含む。コンテンツ提供者12A、12B、12C、... 12nの各々は、ウェブサイト提供者、インターネットサービス提供者、および検索エンジン提供者等により操作される一つ以上のサーバであってもよい。このように、コンテンツ提供者12A、12B、12C、... 12nは、ネットワーク16を介してコンテンツ受信者14A、14B、14C、... 14nに送信可能なコンテンツを提供する。コンテンツ受信者14A、14B、14C、... 14nの各々は、消費者、企業、教育機関もしくは行政機関、またはウェブサイト等のユーザにより操作される一つ以上のネットワーク使用可能な装置であってもよい。

30

40

【0013】

本発明によれば、コンテンツ提供者12A、12B、12C、... 12nのうちの一つ以上が、図2に示すウェブページ20のようなウェブページを載せることができる。ウェブページ20は単なる例示にすぎず、あらゆる他の所望の形を有することができる。図2に示すようにウェブページ20は、スリーエム社(3M)により提供されるソフトウェア・ポストイット・ノート(登録商標)(Software Post-it Note)であるノート22、広告バナー24、グラフィック26およびテキスト28などの複数の要素を有する。ウェブページ20は、ウェブページ20を掲載するコンテンツ提供者が提供してもよく、あるいは第三者が提供してもよく、その第三者はウェブページ20を提供するためにコンテンツ提供者に対して支払いを行う場合も行わない場合もある。代替的には

50

、第三者は、コンテンツ提供者が所有するウェブページに単に素材を追加するためにコンテンツ提供者に対して支払いを行う場合も行わない場合もある。周知のように、転送URLを広告バナー24、グラフィック26および/またはテキスト28に組み込んで、ウェブページ20を掲載しているコンテンツ提供者が掲載した他のウェブページまたは他のコンテンツ提供者のウェブページにコンテンツ受信者を遷移(re-direct)させることが可能である。

【0014】

ノート22の例を図3にさらに詳細に示す。ノート22は、「ノート」などの一般的なタイトル、あるいは製品、サービスおよび/またはノート22が提示する情報を表すようなより具体的なタイトルを記載することが可能なタイトルバー40を含む。タイトルバー40内にはプルダウンメニュー・アイコン42も存在することがあり、クリックするとアラーム設定、アラーム再設定、アラーム解除、最小化/最大化、添付コンテナ(メモボード)に移動、ごみ箱に移動、ノートを他のコンテンツ受信者に送信、および、フォントや図形や色等の様々なノートプロパティなどのオプションの選択をコンテンツ受信者に提示する。ノート22はまた、グラフィック46、テキスト48および/または他の素材を提供することが可能な表示領域44も含む。

10

【0015】

図3に図示するように、テキスト48はURL50を含む。URL50は現在のURLであることが好ましいがこれに限定されない。図3の例のテキスト48は、コンテンツ受信者に試合のチケットを提案している。URL50が現在のURLであるとする、コンテンツ受信者はチケットの購入などの機能を起動するためにURL50をクリックするだけでよい。例えばURL50をクリックすることにより、コンテンツ受信者を第三者のウェブサイトに誘導してチケットを購入するように構成することが可能である。代替的には、URL50をクリックすることにより、コンテンツ受信者をウェブページ20を掲載しているコンテンツ提供者に戻してコンテンツ受信者がチケットを購入することができるように構成することが可能である。さらに他の代替例として、URL50をクリックすることにより、ノート22を提供しているコンテンツ提供者もしくはURL50に連結された他のウェブサイトのいずれかまたはその他の者からの前回行われた支払いおよびメール指示を利用したチケットの自動購入を開始するように構成することが可能である。

20

【0016】

上記に提案したように、ノート22は他の設計を有してもよい。例えばノート22は、その要素としてURL50を含まなくてもよい。その代わりに、ノート22は、コンテンツ受信者が既に確立した接続を介して受信した際に、ボックスを含んでもよいし、またはチケット購入を開始するためのクリック可能な他の領域を含んでもよい。このボックスや他の領域は、チケット購入を適切に処理することができるようにコンテンツ提供者の他のウェブページまたは第三者コンテンツ提供者のウェブページへのリンクを含んでもよい。さらに他の代替例として、コンテンツ提供者の他のウェブページあるいは第三者コンテンツ提供者のウェブページへのリンクは、プルダウンメニュー・アイコン42を介してアクセスするプルダウンメニューの選択肢として設けてもよい。

30

【0017】

ノート22に対し、図4に示したフローチャートに従ってコンテンツ受信者が自動的にアクセスすることができる。このフローチャートは、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置によって実行されるプログラム60を表している。プログラム60は、コンテンツ受信者がコンテンツ提供者のウェブサイトにアクセスしてコンテンツ提供者からの以後の提示を自動的に受信する意思を適当に示せば、いつでもネットワーク16を介してコンテンツ提供者からコンテンツ受信者にダウンロードすることができる。さらに、プログラム60を他のコンテンツ提供者に対して同じ機能を広範囲に提供するように構成することができる。コンテンツ提供者からコンテンツ受信者にネットワーク16を介してプログラム60をダウンロードする代わりに、コンテンツ受信者がプログラム60をコンテンツ受信者のウェブ使用可能な装置へ読み込むことが可能なディスクまたは他の記憶装置で

40

50

、コンテンツ受信者にプログラム 60 を供給してもよい。

【0018】

プログラム 60 の実行は、例えば、コンテンツ受信者がコンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置を始動するかまたはコンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置を介してネットワーク 16 にアクセスする度に自動的に開始させることができる。したがって、プログラム 60 が起動される度に、プログラム 60 のブロック 62 は、プログラム 60 に関連し且つコンテンツ受信者が新しい情報、製品提示、サービス提示、または他のコンテンツのダウンロードを希望するコンテンツ提供者を識別するとともに問い合わせを行う。ブロック 62 は、単一の識別されたコンテンツ提供者を対象に構成することが可能であり、あるいは2つ以上の識別されたコンテンツ提供者を循環させるように構成可能である。例えば、コンテンツ受信者は、プログラム 60 の使用中いつでもこのようなコンテンツ提供者の身元を手動でプログラム 60 に供給することができる。代替的には、コンテンツ受信者がコンテンツ提供者からダウンロードするプログラム 60 の例に、特定のコンテンツ提供者の身元を関連付けることができる。さらに他の代替例として、コンテンツ受信者はいくつかのコンテンツ提供者に加入していてもよく、プログラム 60 の各実行時にブロック 62 が適切な表示装置上で上記コンテンツ提供者をコンテンツ受信者に示すとともに一覧表にした上記コンテンツ提供者のうちの一つを選択することをコンテンツ受信者に要求する。

10

【0019】

ブロック 62 は、いずれにせよ、コンテンツ提供者に対して、最後の問い合わせ以降にコンテンツ提供者のウェブページ 20 に掲載されたノート 22 のような一つ以上のノートの形を取りうる新しいコンテンツをすべて要求するメッセージを形成して送信するように構成することが可能である。

20

【0020】

その後、プログラム 60 は、ブロック 64 で、問い合わせたコンテンツ提供者がコンテンツ受信者の興味がありそうなコンテンツを新たに掲載したという表示を、コンテンツ受信者が問い合わせたコンテンツ提供者から受信したか否かを判断する。このような新たに掲載されたコンテンツは、コンテンツ提供者により新たに掲載されたノート 22 の一つ以上の例の形が可能である。問い合わせたコンテンツ提供者にはコンテンツ受信者の興味がありそうな新たに掲載したコンテンツはないという表示を、コンテンツ受信者が問い合わせたコンテンツ提供者から受信した場合、あるいはコンテンツ受信者が所定の時間内に応答を受信しなかった場合には、プログラム 60 は、ブロック 66 で、コンテンツ受信者が現在の問い合わせの取り消しを希望するか否かを尋ねるメッセージをコンテンツ受信者に表示する。コンテンツ受信者が現在の問い合わせの取り消しを希望する場合には、プログラム 60 は終了する。また一方で、コンテンツ受信者が現在の問い合わせの取り消しを希望しない場合には、プログラムのフローはブロック 62 に戻り、そこで同じコンテンツ提供者かまたは別のコンテンツ提供者のいずれかが問い合わせを受ける。

30

【0021】

ブロック 64 で判断した際、コンテンツ受信者の興味がありそうなコンテンツを問い合わせたコンテンツ提供者が新たに掲載したという表示を、コンテンツ受信者がコンテンツ提供者から受信した場合には、ブロック 68 は、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置がそのコンテンツを表示するのに必要なソフトウェアを有しているか否かを判断する。例えば、コンテンツがノート 22 の一つ以上の例の形である場合、ブロック 68 は、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置がそのノートを表示するのに必要なソフトウェアを有しているか否かを判断する。このソフトウェアを表示するノートは、現在スリーエム (3M) から入手可能である。コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置がこのコンテンツを表示するのに必要なソフトウェアを有していない場合には、ブロック 70 が問い合わせたコンテンツ提供者かまたは他のコンテンツ提供者のいずれかからのコンテンツ表示ソフトウェアのダウンロードを要求するとともに、ダウンロードされたコンテンツ表示ソフトウェアを受信時にインストールする。

40

50

【 0 0 2 2 】

ブロック 70 でコンテンツ表示ソフトウェアがインストールされると、あるいは、ブロック 68 が、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置が既にコンテンツ表示ソフトウェアを有していると判断した場合には、プログラム 60 は、ブロック 72 で新たに掲載された興味のあるコンテンツのダウンロードを要求する。プログラム 60 は、ブロック 74 で新たに掲載された興味のあるコンテンツが受信されたか否かを判断する。ブロック 74 が、新たに掲載された興味のあるコンテンツが所定の時間内に受信されなかったと判断した場合には、ブロック 76 は、コンテンツ受信者に新たに掲載された興味のあるコンテンツの受信の失敗を知らせるメッセージの表示をして、その後、プログラムのフローはブロック 66 に戻る。

10

【 0 0 2 3 】

また一方で、ブロック 74 が、新たに掲載されたコンテンツが受信されたと判断した場合には、ブロック 78 が、新たに掲載された興味のあるコンテンツが受信されたという通知子 (n o t i f i e r) をコンテンツ受信者に提供する。この通知子はいくつかの異なる形を取ることができる。例えば、この通知子は、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置上で実行されているコンテンツ受信者が有するすべてのアプリケーションの最上アクティブレイヤ (t o p a c t i v e l a y e r) として直ちにコンテンツ受信者に表示されるコンテンツ自体でもよい。代替的には、この通知子は、新たに掲載されたコンテンツが受信されたというコンテンツ受信者に対する表示として、ウィンドウやアイコン、またはツールバー内、タイトルバー内、ウィンドウフレーム内、あるいは他の適切な位置に表示される他の記号でもよい。この後者の場合は、コンテンツを受信して一時的なメモリに格納し、ブロック 80 で通知子の適宜な起動時に表示してもよい。例えば、コンテンツ受信者は、この通知子をクリックすることによりコンテンツを表示することができる。

20

【 0 0 2 4 】

この代替的タイプの例示的通知子 82 を図 5 に示すとともに、図 6 に示す画面表示 84 のような画面表示上に表示する。ここで、通知子 82 はデスクトップ上に表示される。図 6 には図示しないが、通知子 82 は表示上の所定の位置にウィンドウまたはアイコンとして表示されるとともに、一つ以上のウィンドウがこの所定の位置の上に重ねられている場合には、通知子 82 は自動的に最上レイヤとして表示されるため、現在他のアプリケーションが中心 (すなわちアクティブ) であってもコンテンツ受信者に見えるようになっている。

30

【 0 0 2 5 】

図 5 および図 6 に示すように、通知子 82 は 2 つの部分を持つ。第 1 の部分 82 a は、一般的には図 3 に示したノート 22 のようなノートパッドを表す記号である。第 2 の部分 82 b は、一般的にはノート面を表示するパーソナルコンピュータを表す記号である。第 1 および / または第 2 の部分 82 a および / または 82 b は点滅するように構成して、ノートが受信されたもののコンテンツ受信者が未だ開いてないことを示すようにしてもよい。さらに、第 1 および / または第 2 の部分 82 a および / または 82 b はシステムトレイ内、システムツールバー内、またはアプリケーションバー内等の他の位置であってもよい。

40

【 0 0 2 6 】

コンテンツ受信者が、ブロック 80 で通知子 82 を起動すると、プログラム 60 のブロック 88 が、コンテンツ受信者によって行われているアクティブセッションがあるか否かを判断する。アクティブセッションは例えば、コンテンツ受信者が専心しているアプリケーションである場合もある。ブロック 88 で判断された際にアクティブセッションがあり、且つ通知子 82 の起動時にコンテンツが現れた場合に、そのコンテンツにより占有される画面表示領域にアクティブセッションが表示されているときには、プログラム 60 は、ブロック 90 で上述のコンテンツ表示ソフトウェアを用いて表示中のアクティブセッションを貫通してそのコンテンツを焼き付ける。

50

【 0 0 2 7 】

こうして、図 6 に示すように通知子 8 2 が起動されると、ウィンドウ 9 2 が部分的に占有することになる画面表示 8 4 の所定部分にノート 2 2 が現れる。したがって、ウィンドウ 9 2 が焼かれてノート 2 2 の周囲に縁取り 9 4 が設けられる。縁取り 9 4 によりウィンドウ 9 2 の下のレイヤにあるものは何でもノート 2 2 の周囲の縁取り 9 4 を通して見ることができる。こうして、ノート 2 2 はウィンドウ 9 2 を焼き抜き、ウィンドウ 9 2 の下のレイヤの一部分を露出させる。

【 0 0 2 8 】

図 6 において、ウィンドウ 9 2 の下のレイヤはデスクトップだけである。このため、縁取り 9 4 を通してデスクトップの一部分を見ることができる。しかしながら、ウィンドウ 9 2 の下に第 2 のウィンドウが重なっている場合には、デスクトップの一部分に代わってこの第 2 のレイヤの一部分が縁取り 9 4 を通して露出されることになる。代替的には、デスクトップとの間のすべてのレイヤを焼き抜くようにノート 2 2 を構成することができる。

10

【 0 0 2 9 】

ブロック 8 8 によって判断された際にアクティブセッションがない場合、あるいはブロック 9 0 によって焼き抜きが実行された後、ブロック 9 8 により新たに掲載された興味のあるコンテンツが、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置の表示上の焼き抜き内に表示される。こうして、図 6 に示すようにノート 2 2 がウィンドウ 9 2 の焼き抜き部分内に表示される。その後、ブロック 1 0 0 は、添付場所がコンテンツ受信者などによって特定されたか否かを判断する。添付場所が特定された場合には、受信されたコンテンツがブロック 1 0 2 で特定された場所に添付される。

20

【 0 0 3 0 】

受信されたコンテンツが添付された場所でカーソルをクリックすることにより添付場所を特定することができる。代替的には、添付場所は、受信されたコンテンツが画面表示に現れたときに開かれていてアクティブであるウィンドウ内の所定の場所であってもよい。他の代替例としては、受信されたコンテンツがコンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置の表示画面上に最初に現れたときに、その受信されたコンテンツは添付されなくてもよい。しかしながら、受信されたコンテンツに対して、新たな場所へのドラッグアンドドロップ (dragged and dropped) の動作を行うと、ドロップ時のカーソル下のウィンドウまたはデスクトップに自動的に添付される。さらに他の代替例としては、1 回目に受信したコンテンツ上で 2 回目に所望の場所でクリックすることにより、受信されたコンテンツを 2 回目のクリック時にカーソルで示した所望の場所に添付することができる。

30

【 0 0 3 1 】

添付には以下の属性の一つ以上がある場合がある。受信されたコンテンツは、添付された場所が現れたとき、あるいは見えるときはいつでも現われる。受信されたコンテンツは、添付された場所が消えたとき、あるいは見えないときはいつでも消える。受信されたコンテンツは、添付された場所がスクロールや他の手段により移動したときはいつでも移動される。受信されたコンテンツは、第 1 の場所からドラッグされて第 2 の場所でドロップされたときはいつでも自動的に第 1 の場所から切り離されられて第 2 の場所で再添付される。さらに、受信されたコンテンツを第 1 のウィンドウなどの表示の一つの領域から切り離して第 2 のウィンドウなどの表示の第 2 の領域に再添付することができる。添付には別の属性がある場合もあるため、上記に挙げた属性は単に例示的なものにすぎない。

40

【 0 0 3 2 】

添付場所はカレンダー、アドレス帳、ウィンドウ、ドキュメント、またはデスクトップ等でもよい。

【 0 0 3 3 】

ブロック 1 0 0 で判断された際に添付場所が特定されない場合、あるいは受信されたコンテンツがブロック 1 0 2 で添付された後、プログラムのフローはブロック 6 6 に戻る。

50

【 0 0 3 4 】

図 7 は、コンテンツ受信者に興味のある掲載したコンテンツを提供するために図 1 のコンテンツ提供者により実行されるプログラムコードの流れ図である。この流れ図は、コンテンツ提供者の通信サーバにより実行されるプログラム 1 1 0 を表す。プログラム 1 1 0 が実行されているとき、プログラム 1 1 0 のブロック 1 1 2 は、コンテンツ受信者からの新たな要求を受信する。上述したように、この新しいコンテンツは、ノート 2 2 のようなノートの形を取ることができる。新たなコンテンツ要求は、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置の固有の識別記号 (I D) を含んでいる。この識別記号は、コンテンツ受信者を知らせる必要はなくまた知らせないことが好ましい。こうして、コンテンツがいくつかある場合には、どのコンテンツが以前コンテンツ提供者によってその要求しているコンテンツ受信者に供給されたかを識別記号だけで十分判断することができる。 10

【 0 0 3 5 】

ブロック 1 1 4 は、ブロック 1 1 2 で受信した識別記号が前回の要求に含まれていたか否かを判断する。そうでない場合には、ブロック 1 1 6 は、コンテンツ受信者に送信するコンテンツとして、現在掲載されているコンテンツをすべて選択し、ブロック 1 1 8 が、その選択されたコンテンツをコンテンツ受信者に送信する。

【 0 0 3 6 】

ブロック 1 1 4 が、ブロック 1 1 2 で受信した識別記号が前回の要求に含まれていたと判断した場合には、ブロック 1 2 0 は、その要求しているコンテンツ受信者の前回の要求以後、何らかの新しいコンテンツがコンテンツ提供者のサーバに掲載されたか否かを判断し、無い場合には、ブロック 1 2 2 が、新しいコンテンツが無いことを示す空白メッセージを選択する。ブロック 1 1 8 は、このメッセージをコンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置に送信し、この装置は、このメッセージを必要に応じてコンテンツ受信者に表示することができる。 20

【 0 0 3 7 】

ブロック 1 2 0 が、コンテンツ受信者の前回の要求以後新しいコンテンツがコンテンツ提供者のサーバに掲載されたと判断した場合には、ブロック 1 2 4 が、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置に新しいコンテンツがあることを通知する。ブロック 1 2 6 が、ブロック 1 2 4 によって送信した通知に回答してコンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置から配信要求を受信したと判断した場合には、ブロック 1 2 8 が、コンテンツ受信者の最後の要求以後掲載されたコンテンツのみを選択し、ブロック 1 1 8 が、ブロック 1 2 8 で選択したコンテンツを送信する。また一方で、ブロック 1 2 6 が、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置から配信要求を受信していないと判断した場合には、ブロック 1 2 2 が上述の空白メッセージを選択し、ブロック 1 1 8 が、この空白メッセージをコンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置に送信する。 30

【 0 0 3 8 】

例えば、ネットワーク障害があった場合には、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置から配信要求を受信されないこともある。機械の運転停止があった場合にも、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置から配信要求を受信されないこともある。例えば、プログラム 6 0 の実行時にコンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置によって行われる多くの動作が背景タスクであるため、コンテンツ受信者は、ノートがコンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置に送信されていることに気付かずに、ノートを受信しているプロセス中にうっかり装置を運転停止にする場合もある。あるいは、時間的制限によりノートを受信中にコンテンツ受信者が装置を運転停止にする場合もある。これらの状況では、コンテンツ受信者に送信された空白メッセージはプロセスがまだ終了していなかったことを示す。 40

【 0 0 3 9 】

ブロック 1 1 6 で選択されたコンテンツをブロック 1 1 8 で送信した後、あるいはブロック 1 2 2 で選択した空白メッセージをブロック 1 1 8 で送信した後、あるいはブロック 1 2 8 で選択したコンテンツをブロック 1 1 8 で送信した後、プログラム 1 1 0 は次の要 50

求を待つ。

【0040】

本発明のこれらの特徴または同様な特徴を多数の異なるビジネスモデルに利用することができる。例えば、図8に示すように、第一者の役目をするコンテンツ提供者130によってノート22を新たに掲載することができる。コンテンツ受信者132は、プログラム60を用いてノートへのアクセスやノートの取得などのノートに関するアクティビティを行うが、ここでコンテンツ受信者132は第二者である。コンテンツ提供者130は、コンテンツ受信者132が行ったアクティビティに基づいて受取人134に支払いを行う。このモデルの例では、受取人134は、コンテンツ提供者130が、そのウェブサイト上で提示しているコンテンツ提供者130にとって価値あるものを提供した可能性があり、且つコンテンツ提供者130は受取人134への料金の支払いに同意している。料金は定額である場合もあり、あるいはコンテンツ受信者132がコンテンツにアクセスするか、購入するか、もしくは逆にコンテンツの代わりに価値のあるものを提供する等毎に支払う料金である場合もある。

10

【0041】

図9に示すように、第一者の役目をするコンテンツ提供者136によってノート22を新たに掲載することができる。コンテンツ受信者138は、プログラム60を用いてノートの取得などのノートに関するアクティビティを行うが、ここでコンテンツ受信者138は第二者である。アクティビティに対する支払いは、支払人140によってコンテンツ提供者136に対して行われる。このモデルの例では、コンテンツ提供者136は、支払人140によって提供されたコンテンツに対する代理ホストであり、支払人140は、このサービスに対する料金をコンテンツ提供者136に支払う。料金は定額である場合もあり、あるいはコンテンツ受信者138がコンテンツにアクセスするか、購入するか、もしくは逆にコンテンツの代わりに価値のあるものを提供する等毎に支払う料金である場合もある。

20

【0042】

図10に示すように、第一者の役目をするコンテンツ提供者142によってノート22を新たに掲載することができる。コンテンツ受信者144は、プログラム60を用いてノートの取得などのノートに関するアクティビティを行うが、ここでコンテンツ受信者144は第二者である。コンテンツ提供者142によって掲載されるコンテンツは、コンテンツ供給者146によってコンテンツ提供者142に供給される。支払いは、コンテンツ供給者146によって受取人148に対して行われる。このモデルの例では、受取人148は、コンテンツ提供者142の債権者、財政的な後援者、または全プロセスの支援者(facilitator)である場合もあり、コンテンツ提供者142により掲載されたコンテンツが、コンテンツ供給者146の製品および/またはサービスの広告を出しているためコンテンツ供給者146が支払いを行っている場合もある。このモデルの他の例としては、コンテンツ供給者146によりコンテンツ提供者142に供給されたコンテンツの一部を受取人148が提供した場合もあり、コンテンツ供給者146は、その部分に対して受取人148に料金を支払う。

30

【0043】

実際には、他の料金が様々な当事者間でやり取りされている場合がある。例えば、コンテンツ供給者146は、コンテンツ供給者146が供給したコンテンツの主権に対してコンテンツ提供者142に料金を支払うこともある。これらの料金はいずれも以下の組合せのいずれかであってもよい。すなわち、定額、コンテンツ受信者102がコンテンツにアクセスする度に支払われる料金、コンテンツ受信者102が購入する毎に支払われる料金、逆にコンテンツ受信者102がコンテンツの代わりに価値のあるものを提供する毎に支払われる料金等である。

40

【0044】

図11に示すように、第一者の役目をするコンテンツ提供者150によってノート22を新たに掲載することができる。コンテンツ受信者152は、プログラム60を用いてノ

50

ートの取得などのノートに関するアクティビティを行うが、ここでコンテンツ受信者 152 は第二者である。コンテンツ提供者 150 によって掲載されるコンテンツは、コンテンツ供給者 154 によってコンテンツ提供者 150 に供給される。支払いは、コンテンツ提供者 150 によって受取人 156 に対して行われる。このモデルの例では、受取人 156 は、コンテンツ提供者 154 の債権者、財政的な後援者、または全プロセスの支援者である場合もあり、コンテンツ提供者 150 は受取人 156 への料金の支払いに同意している。料金は、定額料金、あるいはコンテンツ受信者 152 がコンテンツにアクセスするか、購入するか、もしくは逆にそのコンテンツに基づいて価値のあるものを提供する毎に支払う料金等である場合もある。図 10 の場合と同様に、図 11 のビジネスモデルにおいて他の料金も支払われることもある。

10

【0045】

他の収入の選択肢も可能である。例えば、図 1 ~ 図 7 に関連して説明したようなコンテンツ提供者からのノートの自動配布を要求している加入者（コンテンツ受信者）の数に基づいて支払うことも可能である。他の例としては、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置へのプログラム 60 のダウンロードに対して支払いを要求することもできる。さらに他の例としては、図 1 ~ 図 7 に関連して説明したようなノートの自動配布対象加入者（コンテンツ受信者）に支払いを要求することもできる。

【0046】

したがって、本発明によれば、コンテンツ受信者は、ノート 22 の形で、または別の方法でコンテンツ受信者が自分の身元をコンテンツ提供者に提供する必要なくコンテンツを受信することができる。このように、コンテンツ受信者のプライバシーは確保されて、コンテンツ提供者は、コンテンツ受信者の身元を他のコンテンツ提供者などの他の者に開示することができない。コンテンツ受信者がノートの受信を希望しなくなった場合には、コンテンツ受信者はプログラム 60 を停止させるだけでよい。

20

【0047】

本発明の変形例をいくつか上述した。本発明の当業者には他の変形例が想到可能であろう。例えば、チケットの注文に関連してノート 22 が上述されている。しかしながら、ノート 22 へアクセスするまたはノート 22 を取得する、製品および/またはサービスを購入する、銀行取引を行う、入札する、逆入札する、検索を行う、情報を要求または提供する、株や他の金融関連取引を行う、ソフトウェアをダウンロードする、各種のメディアにアクセスする、同一のノート 22 を介して複数の対話をする、商品券で商品を買う、または、クーポンを印刷する等の、他のあらゆるタイプのアクティビティに関連してノート 22 を提供することができる。

30

【0048】

さらに、上述したように、ノート 22 の形で新たに掲載されたコンテンツは、コンテンツ受信者のネットワーク使用可能な装置上でアクティブセッション 88 の焼き抜き部分内に表示される。代替的には、ノート 22 をアクティブセッション 88 に焼き抜く代わりに、ノート 22 を、単に専心している最上レイヤとして表示してもよい。さらに他の代替例としては、ノート 22 をコンテンツを受信したときに自動的に、または、ノート 22 の主題、コンテンツ提供者の身元、もしくはユーザの操作次第で、最上レイヤとして表示してもよい。

40

【0049】

また一方で、上述したように、ブロック 80 で通知子が適切に起動された場合には、ノート 22 の形で新たに掲載されたコンテンツがアクティブセッション 88 を貫通して焼き付けられる。代替的には、ノート 22 の形で新たに掲載されたコンテンツは、コンテンツを受信したときに通知子を起動することなく自動的にアクティブセッション 88 を焼き抜いてもよい。さらに他の代替例としては、ノート 22 の形で新たに掲載されたコンテンツは、ノート 22 の主題またはコンテンツ提供者の身元次第でアクティブセッション 88 を自動的に焼き抜いてもよい。

【0050】

50

さらにまた、以下のアクティビティに基づいて支払いを行うこともできる。すなわち、注文する、購入する、銀行取引を行う、入札する、逆入札する、検索を行う、情報を要求または提供する、株取引を行う、ソフトウェアをダウンロードする、メディアにアクセスする等である。さらに、該当するアクティビティのレベル（量など）、コンテンツ受信者によるノート受信、コンテンツ受信者がノートをクリックすること等のコンテンツ受信によるノートとのあらゆるタイプの対話、および/または、その他のコンテンツ受信者が示したノートへの興味に基づいて支払いを行ってもよい。また上記のアクティビティの組合せに基づいて支払いを行うこともできる。これに加えて、コンテンツ提供者が複数のノートを掲載している場合には、掲載された各々のノートに基づいて支払いを行うことができる。

10

【0051】

さらに、上述の通知子は視覚的な通知子である。しかしながら、この通知子は視覚的通知子の代わりに可聴式通知子であってもよい。

【0052】

さらにまた、上述したように、ウェブページ20はノート22を含んでいるものとして図2に示されている。しかしながら、ノート22の代わりに、あるいはノート22に加えて、ボタンまたはアイコン、またはノート22に含まれている情報の申し込みを提案する他の領域を含むようにウェブページ22を構成することができる。ウェブページ20を見ているコンテンツ受信者が、ボタンまたはアイコンまたは他の領域を起動するなどして加入者になることを決定した場合には、例えば図4および図7に応じてノート22がコンテンツ受信者に供給されることになる。

20

【0053】

したがって、本発明の明細書は単に例示的なものとして解釈し、本発明を実施するための最良の形態を当業者へ教示することを目的とするものである。本発明の趣旨から逸脱することなく細部を大幅に変更することができるとともに、添付の特許請求の範囲にあるすべての変更例の排他的専用権を保有するものである。

【図面の簡単な説明】**【0054】**

【図1】本発明の例示的環境を提供する装置を示す図である。

【図2】図1に示した一つ以上のコンテンツ提供者により提供可能な例示的ウェブページを示す図である。

30

【図3】図2に示した例示的ウェブページも提供するコンテンツ提供者が掲載した情報を含むようなコンテンツ受信者に配信される例示的ノートを示す図である。

【図4】図1のコンテンツ受信者により実行可能なプログラムコードの流れ図である。

【図5】本発明の一実施形態による通知子を示す画面表示の代表例である。

【図6】アクティブセッションを焼き抜いてコンテンツ受信者に表示されるような新たに掲載されたコンテンツを示す画面表示の代表例である。

【図7】図1のコンテンツ提供者により実行可能なプログラムコードの流れ図である。

【図8】本発明により実施可能な様々な方法を示す図である。

【図9】本発明により実施可能な様々な方法を示す図である。

40

【図10】本発明により実施可能な様々な方法を示す図である。

【図11】本発明により実施可能な様々な方法を示す図である。

【 図 1 】

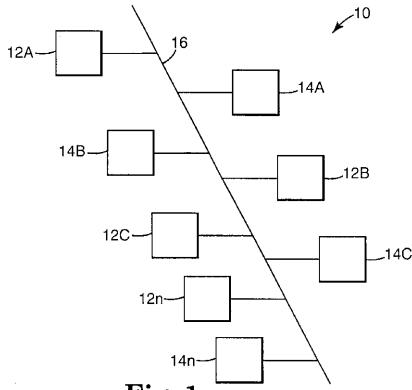


Fig. 1

【 図 3 】

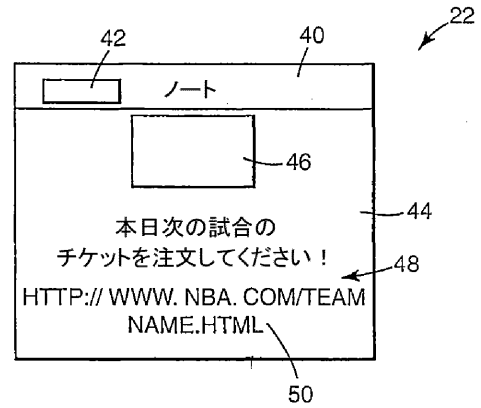


Fig. 3

【 図 2 】

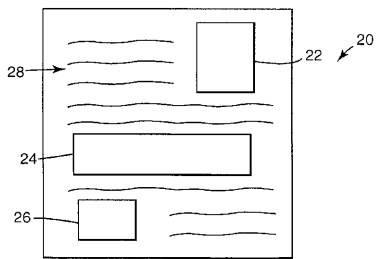


Fig. 2

【 図 4 】

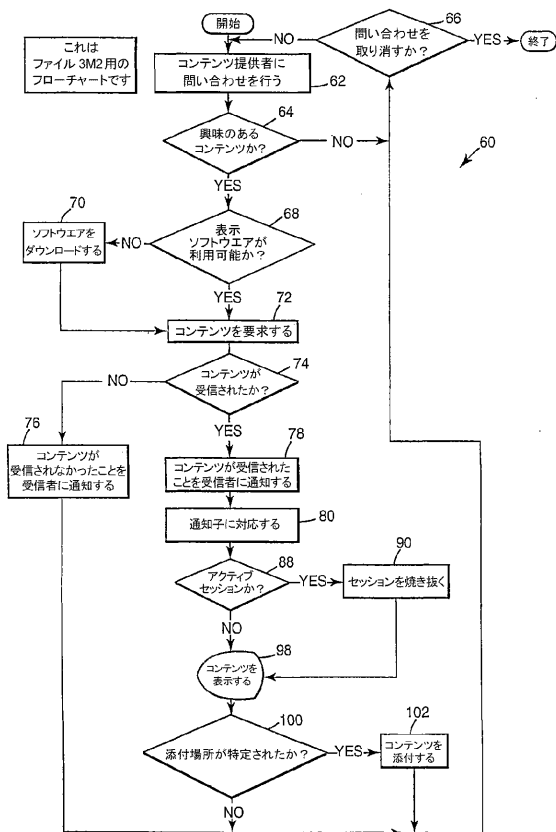


Fig. 4

【 図 5 】

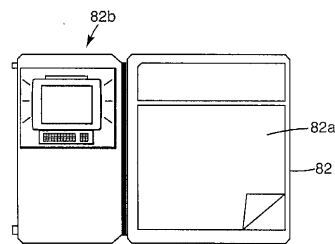


Fig. 5

【 図 6 】

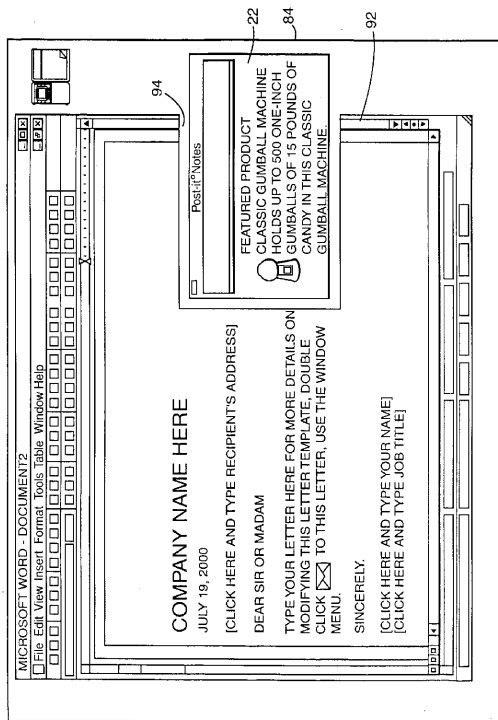


Fig. 6

【 図 7 】

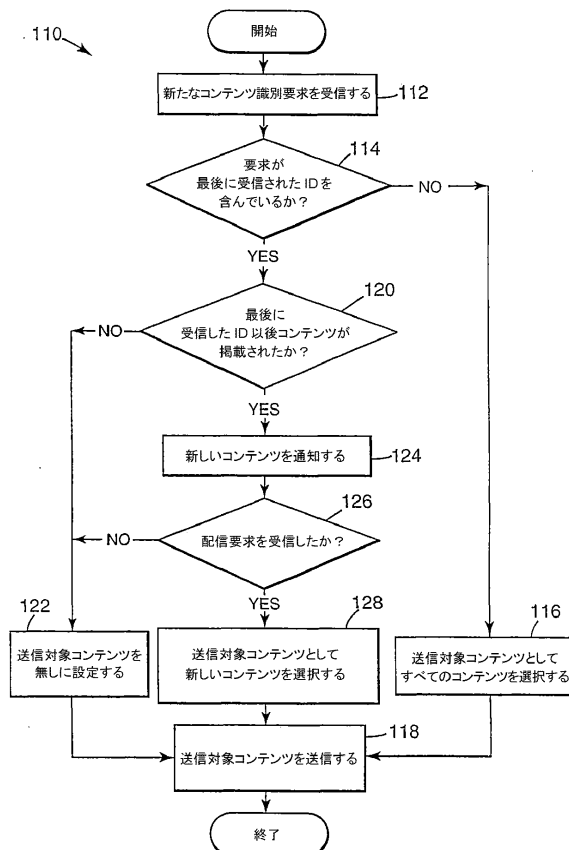


Fig. 7

【 図 8 】

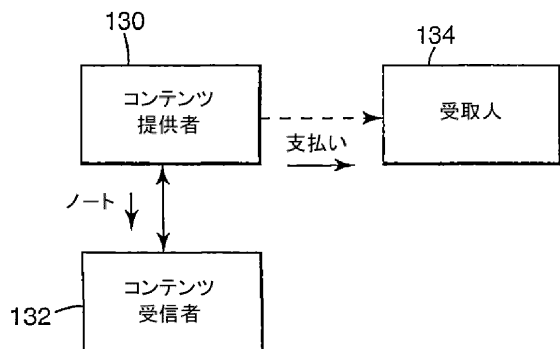


Fig. 8

【 図 10 】

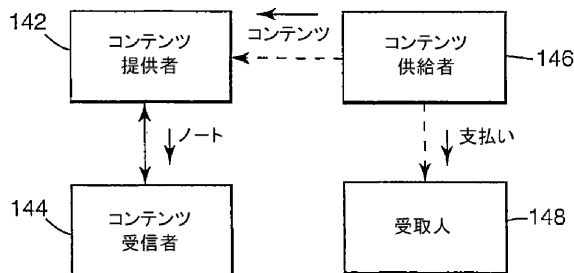


Fig. 10

【 図 9 】

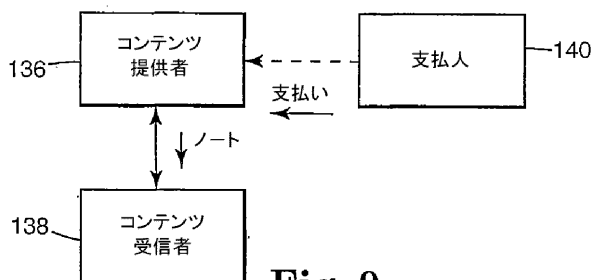


Fig. 9

【 図 11 】

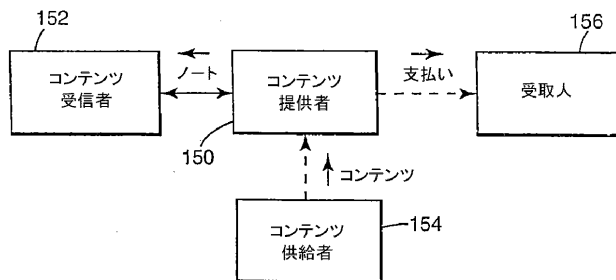


Fig. 11

フロントページの続き

(81)指定国 AP(GH,GM,KE,LS,MW,MZ,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT, BE,CH,CY,DE,DK,ES,FI,FR,GB,GR,IE,IT,LU,MC,NL,PT,SE,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN, TD,TG),AE,AG,AL,AM,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BR,BY,BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DZ,EC,EE,ES,FI,GB,GD,GE, GH,GM,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KP,KR,KZ,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LV,MA,MD,MG,MK,MN,MW,MX,MZ,NO,NZ,OM,PH,PL,PT,RO,RU,SD,SE,SG,SI,SK,SL,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,UZ,VN,YU,ZA,ZM,ZW

(74)代理人 100082898

弁理士 西山 雅也

(72)発明者 ケナー, マーティン エー.

アメリカ合衆国, ミネソタ 5 5 1 3 3 - 3 4 2 7, セント ポール, ポスト オフィス ボックス 3 3 4 2 7

(72)発明者 カンター, スーザン エム.

アメリカ合衆国, ミネソタ 5 5 1 3 3 - 3 4 2 7, セント ポール, ポスト オフィス ボックス 3 3 4 2 7

(72)発明者 ハンスベリー, マイケル エイチ.

アメリカ合衆国, ミネソタ 5 5 1 3 3 - 3 4 2 7, セント ポール, ポスト オフィス ボックス 3 3 4 2 7

(72)発明者 ネルソン, ケリー エス.

アメリカ合衆国, ミネソタ 5 5 1 3 3 - 3 4 2 7, セント ポール, ポスト オフィス ボックス 3 3 4 2 7